

令和7年度

箕面国有林 267 ヘ林小班外森林整備事業(造林)

## 閲 覧 図 書

### 添付書類

- 1 契約書(案)  
事業内訳書  
作業仕様書  
作業位置図
- 2 契約情報の公表
- 3 入札者注意書

京都大阪森林管理事務所

## 森林整備事業請負契約書（案）

取入
印紙

1 事業名 箕面国有林267ヘ林小班外森林整備事業（造林）

2 事業場所 大阪府箕面市 箕面国有林267ヘ林小班外

3 事業量	地拵	2.11 ha
	植付（新植）	2.11 ha
	防護柵新設	1.92 km
	単木保護管設置	0.12 ha

4 事業期間  
契約締結日の翌日から  
令和8年1月31日まで

5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(以下「消費税」という。)額  
金 円也)

[注] 「取引に係わる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条  
第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に  
に基づき算出したもので、請負金額に10／110を乗じて得た額である。  
( )の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項			選択条項
×	契約保証金の納付			第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価 証券等の提供			第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証			第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証			第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結			第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品			第15条
×	前金払	分の	以内	第35条第1項
×	中間前金払			第35条第3項
	部分払	1回以内		第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則			第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

7 利用物件及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当無し				

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年6月18日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102

氏 名 分任支出負担行為担当官  
近畿中国森林管理局  
京都大阪森林管理事務所長 氏橋 亮介 印

請負者 住 所

氏 名 印

〔注〕 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及び他の構成員の住所及び氏名を記入する。

## 暴力団排除に関する特約条項

### (属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（請負者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

### (表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

### (再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに

当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除せざるようにならなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除せざるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

# 事 業 内 訳 書

箕面国有林267～林小班外森林整備事業（造林）

作業種	森林事務所	事業期間	国有林	林小班	数量	単位	備考			
地拵	箕面	契約締結日の翌日 ～ 令和8年1月31日	箕面	267～	0.29	ha	全刈筋置			
				272た	1.82	ha	全刈筋置			
				計	2.11	ha				
植付 (新植)	箕面	契約締結日の翌日 ～ 令和8年1月31日	箕面	267～	0.29	ha				
				272た	1.82	ha				
				計	2.11	ha				
防護柵 新設	箕面	契約締結日の翌日 ～ 令和8年1月31日	箕面	267～	0.39	km				
				272た	1.53	km				
				計	1.92	km				
単木保護 管設置	箕面	契約締結日の翌日 ～ 令和8年1月31日	箕面	272た	0.12	ha				
				計	0.12	ha				
				地拵 計	2.11	ha				
植付 (新植) 計				2.11	ha					
防護柵新設 計				1.92	km					
単木保護管設置 計				0.12	ha					
合 計				2.11 2.11 1.92 0.12	ha ha km ha					

## 作業仕様書総則

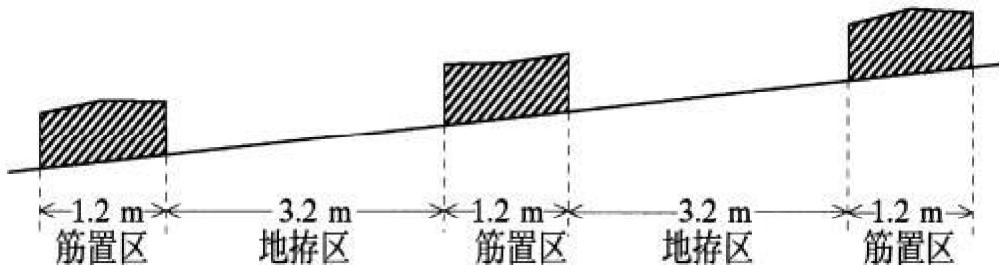
- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。  
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

## 地拵仕様書（全刈）

### （地床植生の刈払及び末木枝条の処理）

- 1 刈払物、末木枝条が多量にあって、植付に支障となる箇所は、原則として下図の要領により筋置きとする。

図（側面図）



- 2 地拵は等高線に沿って行う。

### （立木の保残）

- 3 伐採時から保残している高木性広葉樹（胸高直径おおむね10cm程度以上のもの）は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

### （巻枯らしの要領）

- 4 巷枯らしは、地上おおむね1.0mの箇所に、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

## 植付仕様書

### (苗木の管理・取扱い)

- 1 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意する。  
なお、獣害被害の恐れがあり、植付場所近くでの保管が困難な場合は、当日の植栽木のみ搬入するなど対策を講じること。
- 2 苗木の取扱いは丁寧にし、根鉢やポットの損傷等がないように注意する。
- 3 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。

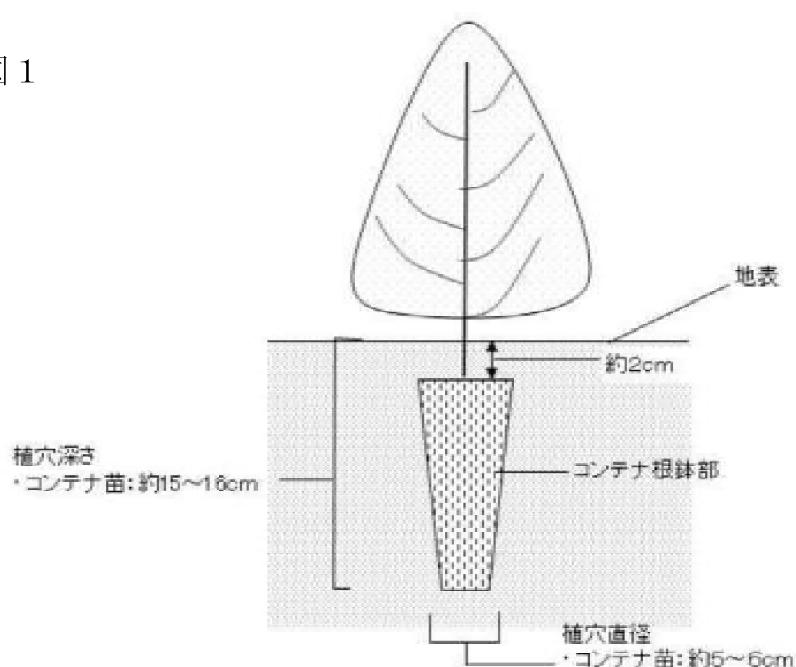
### (植付要領)

- 4 植付樹種、植付本数は別紙苗木購入仕様書のとおりとする。また、植付場所は別紙位置図のとおりとする。
- 5 保残・自生しており今後も成長が見込まれる高木性広葉樹等がある区域は、監督職員の指示に基づき植栽密度の調整を図ること。
- 6 ポット苗は、ポット根鉢部が完全に土中に埋没するよう大きめに植穴を掘ることとし、植穴中の石や根、枝条等は取り除くこと。
- 7 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据え付ける。(根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れること。)
- 8 踏み付けは、体重を少しかける程度で押さえる。(根鉢を潰さないように留意すること。)
- 9 ポット・根鉢の上端より2cm程度の高さが植付後の地表面となる。(図1)
- 10 植付苗木の乾燥害防止のため、根元に落葉その他の地被物を寄せかけ、分被覆すること。

### (その他)

- 12 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

図1



苗木購入仕様書  
(マルチキャビティーコンテナ苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗齡	苗長	根元径	数量	根鉢部	備考
スギ	2年生以上	35cm 以上	3.5mm 以上	4,220 本	150cc	花粉の少ない苗木

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチャリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) 根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
- (4) 根鉢は適潤であること。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齡、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。
- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう10本単位程度に結束すること。
- (3) ダンボール箱等に入れ密閉する。

6 本事業箇所は林業種苗法第24条第1項に基づく農林水産大臣の指定する種苗の配布区域は、スギが第5区である。

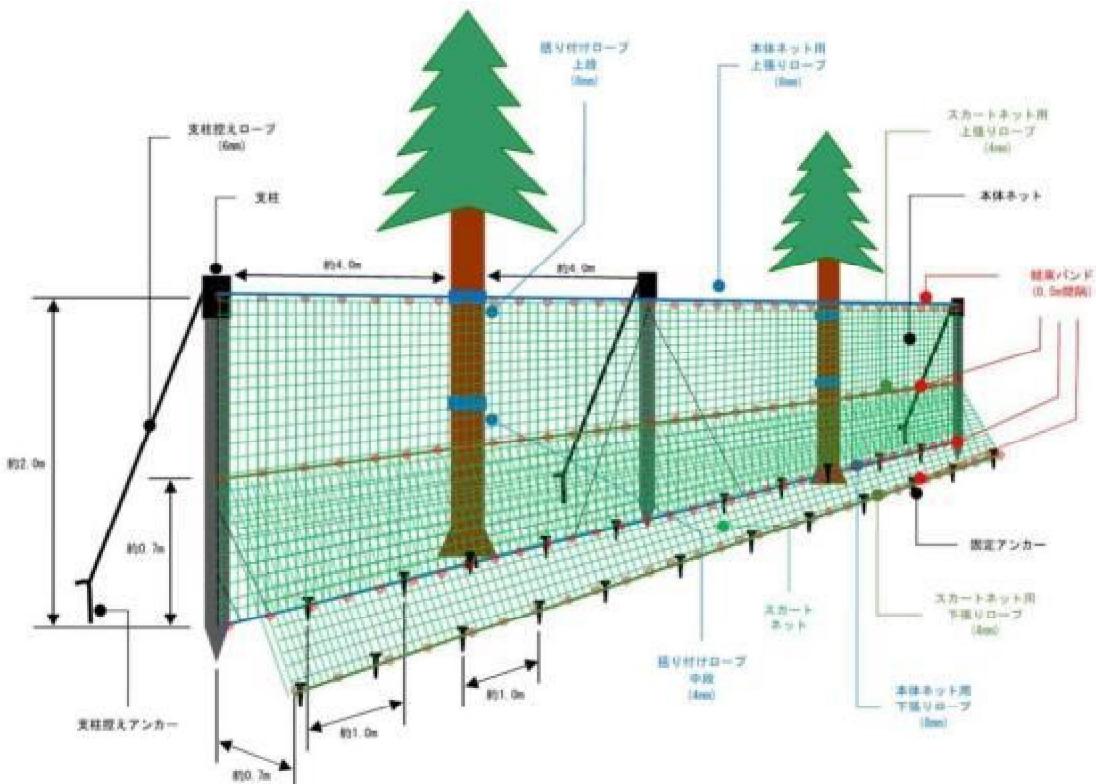
(その他)

7 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

## アニマルネット防護柵設置仕様書（支柱・立木利用）及び標準図

- 1 防護柵（支柱・立木利用）の設置については、防護柵設置仕様書に定める事項の他、下記を基本とする。
  - 2 立木利用による防護柵設置で使用する立木は発注者が指示した箇所とする。
  - 3 支柱及び立木利用の設置間隔は約 4.0m とし、上張りロープは緩みによる垂れ下がりがないような措置を講ずること。
  - 4 本体ネットは、結束バンドを使用して上張り・下張りロープに括り付けることとし、その間隔は約 0.5m とする。
  - 5 立木利用による本体ネットの取り付けは、上段（約 2.0m）を 8mm のロープで立木に固定し、中段（約 1.0m）は 4mm のロープで立木に括り付け固定すること。地際は固定アンカーで設置すること。
  - 6 スカートネットは、設置した本体ネットの地面側から高さ約 0.7m の位置を上端としてロープ（4m m）を使用して結束バンドで約 0.5m 間隔で括り付け、スカートネットの下端（下張り）もロープ（4m m）に約 0.5m 間隔で括り付けること。
  - 7 本体ネット及びスカートネットの下張りロープは、固定アンカーを使用して確実に地面へ固定すること。本体ネット及びスカートネットの固定アンカーの設置間隔は約 1.0m とし、スカートネットの固定アンカーによる固定箇所は本体ネットの設置箇所の約中央付近となるよう重ならないように留意すること。その際は、スカートネットに緩みを発生させることなく真っ直ぐに張るように設置すること。
  - 8 防護柵設置にあたり、歩道を横断する箇所がある場合は、開閉できる出入り口を作成すること。
  - 9 設置にあたり疑問等が生じた場合は、速やかに監督職員の指示を仰ぐこと。

### 【標準図】



## 防護柵設置（ステンレス入りネット）仕様書

### （作業順序）

- 植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けること。

### （支柱の選定）

- 支柱は原則として生立木を利用するものとし、胸高直径6cm以上で根張りの良い木を利用するものとする。このような木がない場合や立木の間隔が5mを超える場合は支柱を使用するものとする。生立木を利用する場合は別途定める特記仕様書を参照すること。
- 生立木を利用する場合は、立木に釘、針金等立木を損傷させるもので固定しないこと。

### （支柱の固定）

- 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかりと固定すること。
- 支柱の設置箇所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。（別図1）  
また、植付区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置すること。
- 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定すること。（別図1）
- 全ての支柱（出入口に設置する可動支柱を除く）に控えロープを設置し、支柱及び柵の安定を図ること。（別図2）

### （ネット下部の固定）

- ネットと地面とに隙間をつくりないよう、根株等に針金や釘でネットの下部や押さえロープを固定すること。  
なお、固定する根株等は生立木あるいは長期間耐久性が見込まれるものとする。
- 根株等が少ない場合は、丸太でネットの下部や押さえロープを針金や釘で固定する。この際、丸太も動かないよう固定すること。
- アンカーを設置する場所は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。

### （ネットの張り具合）

- ネット上部の張りロープは、弛みが生じないよう固定することとするが、ネットについては若干弛みをもたせること。
- 適切な張り具合の目安として、垂直方向に目数が確認できること。
- 急傾斜地において、ネットの荷重により斜面下部にネットが必要以上に引っ張られる場合は、それを防ぐために結束バンド等でネットの上部と張りロープを固定する。

### （スカートネット）

- 押さえロープとスカートネットは、かがりロープでお互いと一緒にかがり、ネット下部から外側にスカートネットを張り地面と密着させるため、根株等に針金や釘で固定する。（別図3）

**(出入口の設置)**

15 監督職員の指示により、支柱等を利用し、別紙作業位置図に図示した箇所に出入  
口を設置すること。

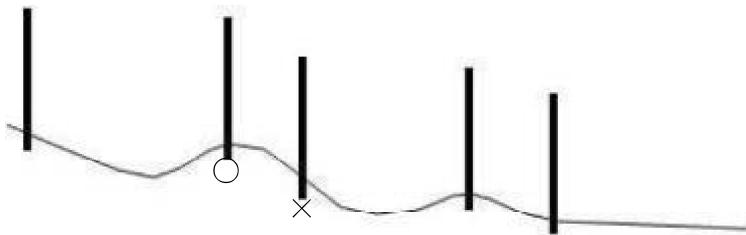
なお、作業道・歩道との関連により位置が変更になる場合があるため、必ず監督  
職員の指示により設置すること。

**(その他)**

16 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

(別図 1)

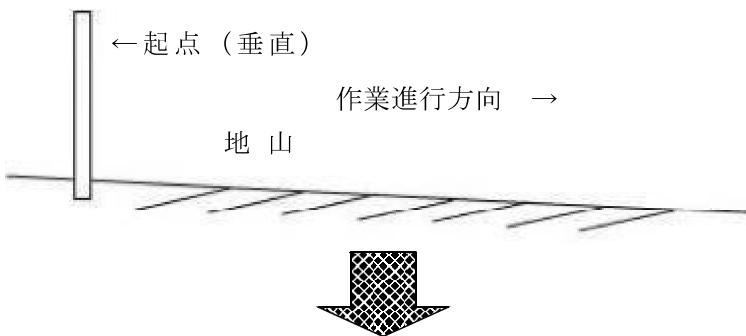
支柱の設置箇所



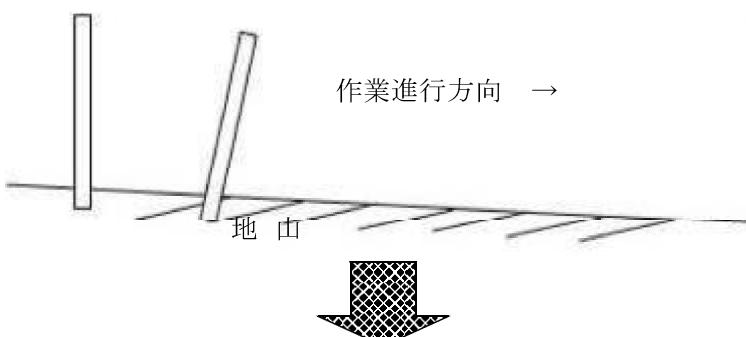
支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良い。

(支柱の間隔はネットの場合 4~5 m、金網の場合 2~2.5m とする)

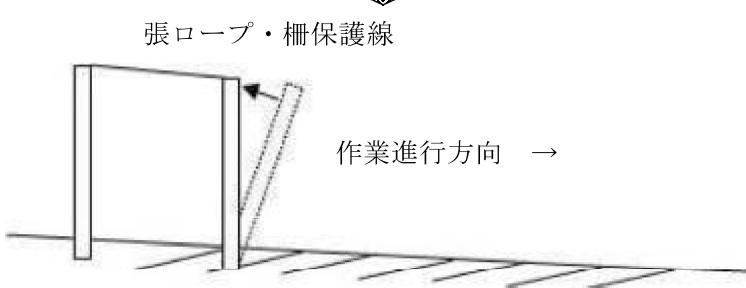
支柱の固定方法



ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



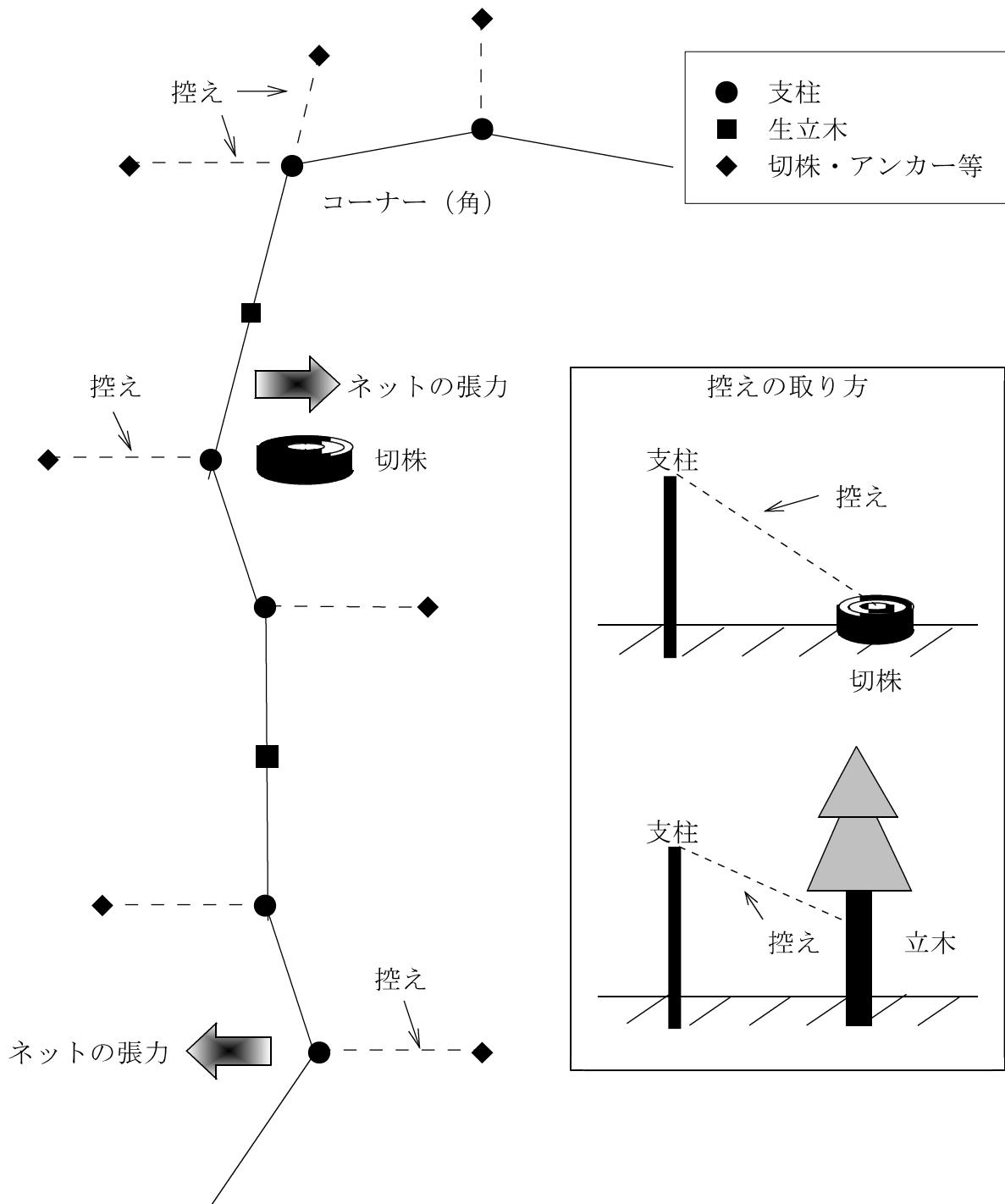
支柱は作業進行(斜面下方)方向へ傾けて打ち込む。



ロープ・柵保護線の張力により支柱を引き起こし垂直(最もネットが高く)に仕上げる。

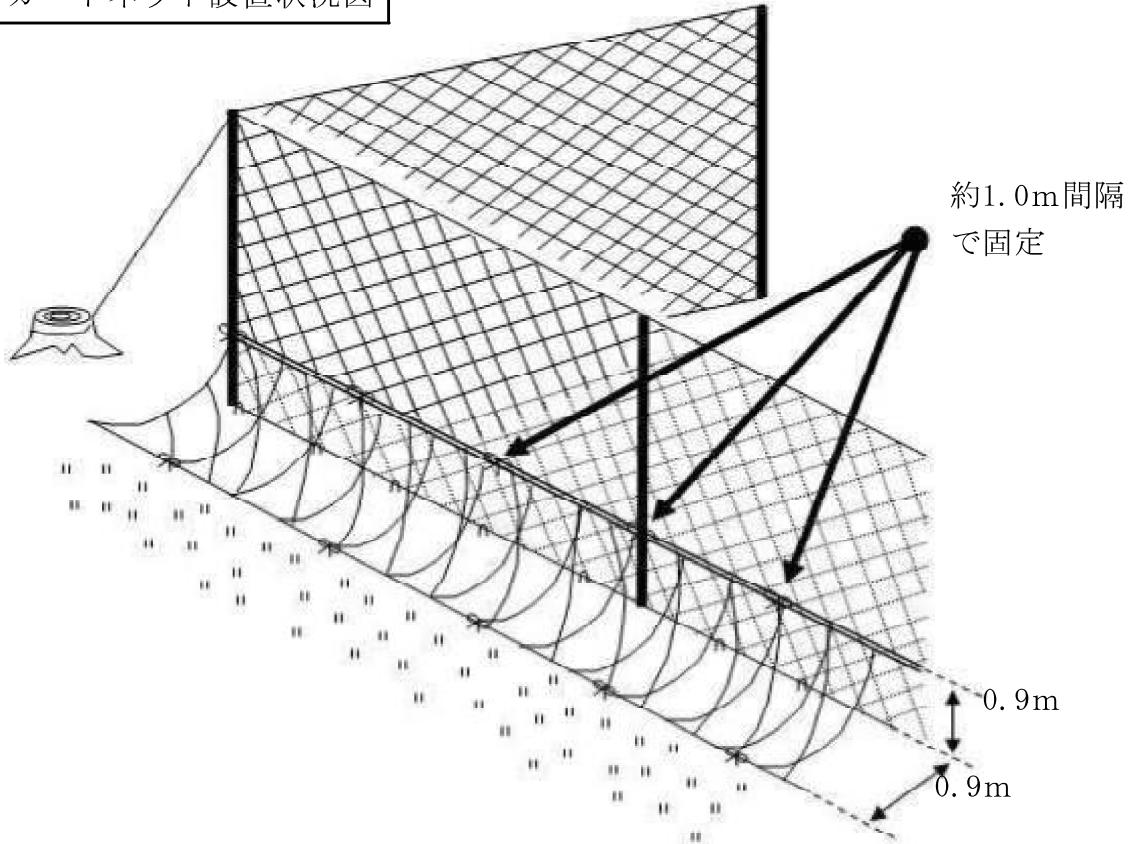
(別図2)

控えロープ(ネット)・控え線(金網)の設置方法

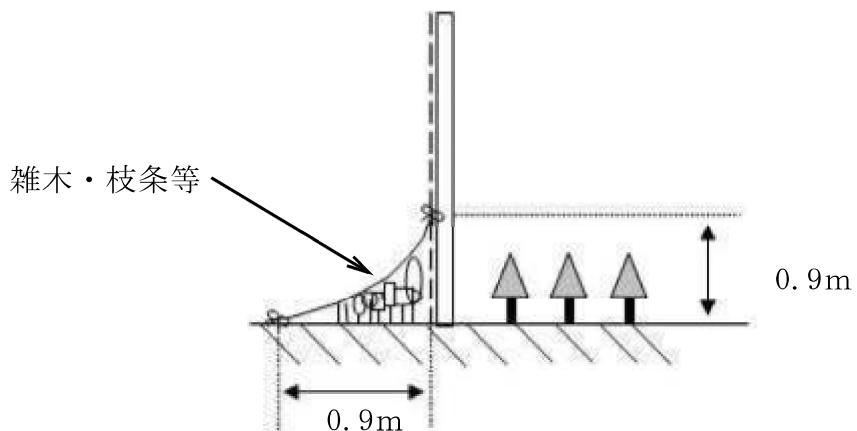


(別図3)

スカートネット設置状況図



側面図



◎ スカートネットの上下両端の網目に張りロープを通し、防護柵の外側高さ約0.9m部に、約1.0m間隔（1.0mに1カ所）で結束バンド等により固定する。

下部は防護柵から約0.9m離して約1.0m間隔で結束バンド等により、隙間ができるないように、周囲の根株等に固定する。

◎ スカートネットと防護柵本体との空間には、刈り込み時に生じた雑木、枝条等を入れ込み、シカ等の侵入を防ぐ工夫を施す。

## 防護柵（アニマルネット）物品購入仕様書

### （防護柵（アニマルネット）物品の規格）

1. 防護柵（アニマルネット）物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

2. なお各物品の色については「黒又はこげ茶」とする。

物品	品質及び規格	数量	備考
アニマルネット	高さ1.8m以上×50m、目合い16mm以下	38 卷	1,867m設置 ：立木利用区間 992m 支柱利用区間 875m
侵入防止網等用上張りロープ	PP又はPE・φ 8.0mm以上×55m	34 卷	
侵入防止網等用下張りロープ	PE・φ 8.0mm以上×55m	34 卷	
アニマルネット（スカート用）	高さ1.0m以上×50m、目合い16mm以下	38 卷	
アニマルネット（スカート用）上張ロープ及び下張りロープ	PE・φ 4.0mm以上×55m	34 卷	
立木括り付けロープ（上）	PE・φ 8.0mm以上×55m	19 卷	
立木括り付けロープ（下）	PE・φ 4.0mm以上×55m	19 卷	
プラスチックアンカー	ABS又は同等かそれ以上・長さ400mm以上	3734 本	1m毎に1本設置 ・支柱間（4m）設置本数 本体ネット4本 スカートネット4本
セパレート式支柱上部	鉄又はFRP・φ 33mm以上・高さ1.8m以上	521 本	4m毎に1本設置 簡易扉を含む
セパレート式支柱基礎部	支柱上部に適合するもの	521 本	4m毎に1本設置 簡易扉を含む
支柱用キャップ	支柱先端に固定し、上張りロープの弛みを調節できるもの	521 個	
沈み込み防止プレート	支柱の沈み込みを防止できるもの	521 枚	
支柱用控えロープ	PE・φ 6.0mm以上×55m	47 卷	固定支柱1本毎に1本設置
支柱控えアンカー	鉄・10mm×600mm	514 本	
結束バンド	耐候性・200mm以上・100本入/袋	165 袋	支柱1本あたり侵入防止網を3箇所で固定 アニマルネットは0.5m毎に上下に固定 スカートネット上下に本体との結束に0.5m毎に固定

3. アニマルネット及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。

4. 支柱は、積雪及び強風等により折損等が生じにくいものを購入すること。

5. 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2、3、4の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。

### （その他）

6. 侵入防止網等は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。

7. その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

## 防護柵（ステンレス入りネット）物品購入仕様書

### （防護柵（ステンレス入りネット）物品の規格）

1. 防護柵（ステンレス入りネット）物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。
2. なお各物品の色については「黒又はこげ茶」とする。

物品	品質及び規格	数量	備考
侵入防止網	高さ1.8m×50m以上 PE200d×120本又はPE400d×60本以上 ステンレス線0.29mm×4本又は0.19mm×8本以上 100mm目合い	2 卷	56m設置 ：支柱利用区間 56m
侵入防止網用上張りロープ	PP又はPE・φ8.0mm以上×55m	2 卷	
侵入防止網用下張りロープ	PE・φ8.0mm以上×55m	2 卷	
ウサギ防止用スカートネット	PE・高さ1.35m以上×50m・50mm目合い	2 卷	
ウサギ防止用かがりロープ	PE・φ4.0mm以上×55m	3 卷	
プラスチックアンカー	ABS又は同等かそれ以上・長さ400mm以上	112 本	1m毎に1本設置 ・支柱間（4m）設置本数 本体ネット4本 スカートネット4本
セパレート式支柱上部	鉄又はFRP・φ33mm以上・高さ1.8m以上	17 本	4m毎に1本設置 簡易扉を含む
セパレート式支柱基礎部	支柱上部に適合するもの	17 本	4m毎に1本設置 簡易扉を含む
支柱用キヤップ	支柱先端に固定し、上張りロープの弛みを調節できるもの	17 個	
沈み込み防止プレート	支柱の沈み込みを防止できるもの	17 枚	
支柱用控えロープ	PE・φ6.0mm以上×55m	2 卷	固定支柱1本毎に1本設置
支柱控えアンカー	鉄・10mm×600mm	16 本	
結束バンド	耐候性・200mm以上・100本入/袋	2 袋	支柱1本あたり侵入防止網を3箇所で固定 スカートネット上部は侵入防 止網に1m毎に固定

2. 侵入防止網及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。
3. 支柱は、積雪及び強風等により折損等が生じにくいものを購入すること。
4. 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。

### （その他）

5. 侵入防止網等は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。  
なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。
6. その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

# ツリーシェルター設置仕様書

(作業順序)

1. 植付、ツリーシェルター設置を一括契約した場合は、植付と同時にチューブを設置すること。

(支柱の打ち込み)

2. 植栽苗を挟み、支柱 2 本をチューブの間隔 (10 cm) で山側と谷側に打ち込むこと。

3. 土中に 30 cm 以上打ち込み、支柱をきっちり固定すること。

(ネット下部の固定)

4. チューブにリングを 3 個通し、リングはチューブの上・中・下の位置に固定すること。

5. チューブは直径 10 cm の円柱形に成型させ、へこみや変形等がないこと。

(植栽苗への設置)

6. チューブに入れやすいよう植栽苗の枝を軽く束ね、植栽苗にチューブを被せること。

7. 先端が曲がらないように植栽苗全体を入れ、植栽苗下部の枝がチューブからはみ出すような場合は、枝を剪定すること。

(支柱とチューブの固定)

8. 固定紐をリングとチューブの隙間に通し、通した紐は支柱に巻きつけ、しっかり縛ること。

9. 紐の結束箇所は、上・中・下の計 6 箇所とする。

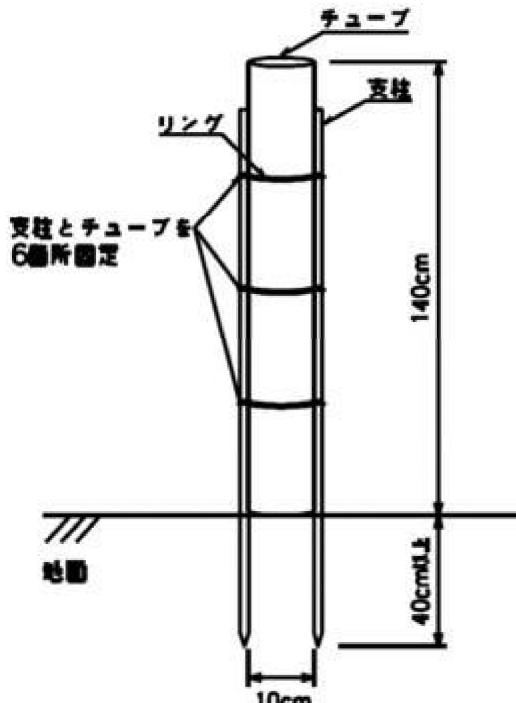
(設置後の確認事項)

10. チューブ内の苗木先端が真っ直ぐ上に向いていること。

(その他)

11. その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

(別図)



## ツリーシェルター購入仕様書

1. ツリーシェルターの品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
チューブ本体	ポリプロピレン 直径 10 cm・長さ 140 cm	240 枚	耐久性： 5 年以上
支柱	鋼管支柱 耐候グレードPE樹脂 径 20 mm・長さ 1,700 mm	480 本	
固定リング	ポリカーボネート 径 10 cm・幅 1.5 cm	720 本	
固定紐	ナイロン 耐候グレード樹脂 幅 3.4 mm・長さ 150 mm	1,440 本	

2. ツリーシェルター購入にあたっては、上記の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。
3. チューブ本体等は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。
4. その他必要事項については監督職員の指示によること。

## 特記仕様書

- 1 実行記録写真の整理方法は、造林事業請負実行管理基準（以下、「管理基準」という。）に定める四ツ切以上のアルバム以外に、A4サイズの工事用アルバムも可能とする。  
なお、四ツ切以上のアルバムの場合は台紙下欄に、A4サイズの工事用アルバムの場合は写真横の記載欄に管理基準に定める記述を行うこととし、この編纂にあたっては第三者にも事業実施経過が理解できるよう努めること。

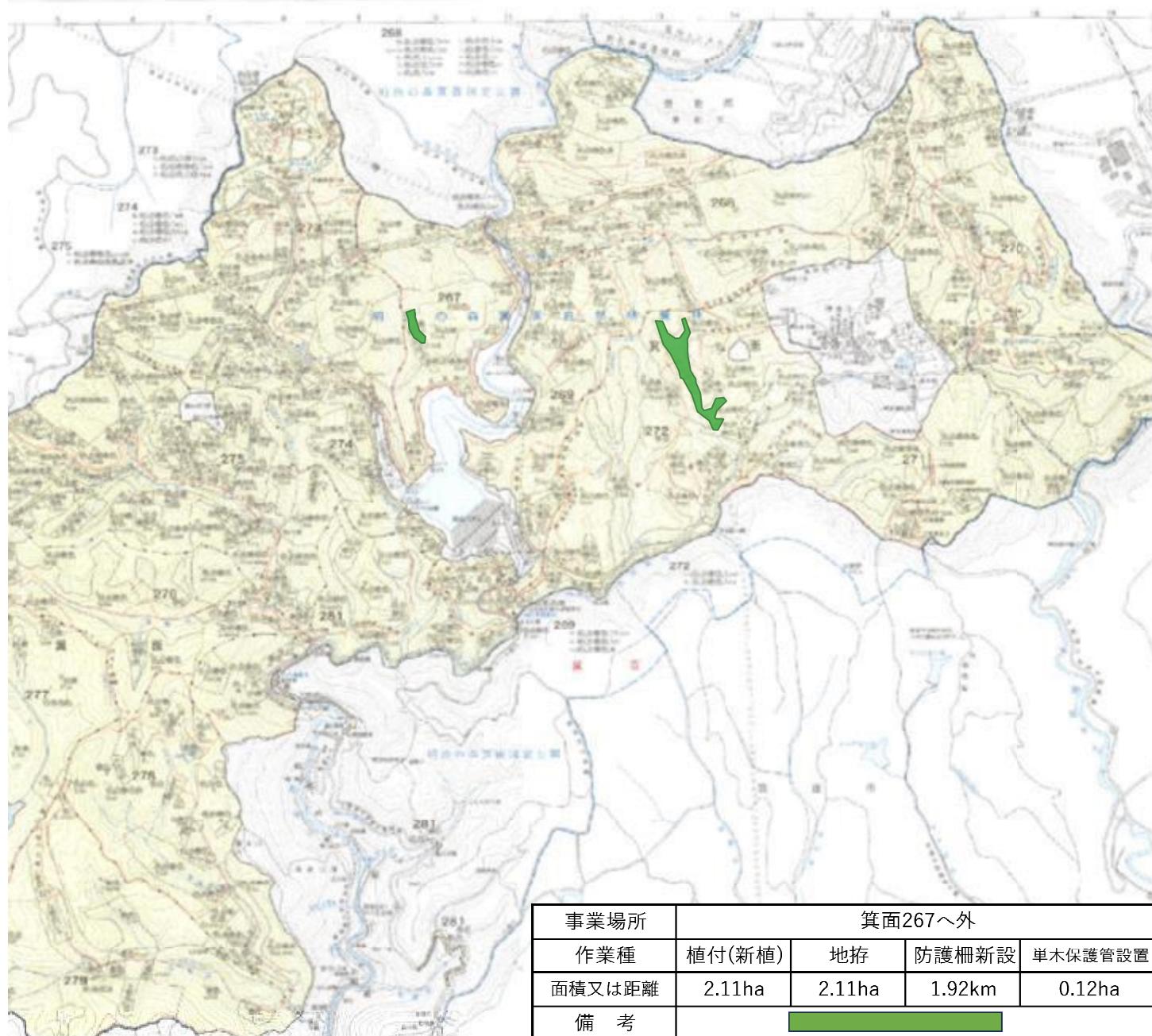
### （アフリカ豚熱（ASF）対策）

- 2 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 3 アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫処置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫処置等を踏まえ、契約約款20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

## 箕面国有林267へ林小班外森林整備事業（造林）

## 請負箇所位置図

縮尺 1/20,000



0 250 500 m



# 箕面国有林267へ林小班外森林整備事業（造林）

## 請負箇所位置図

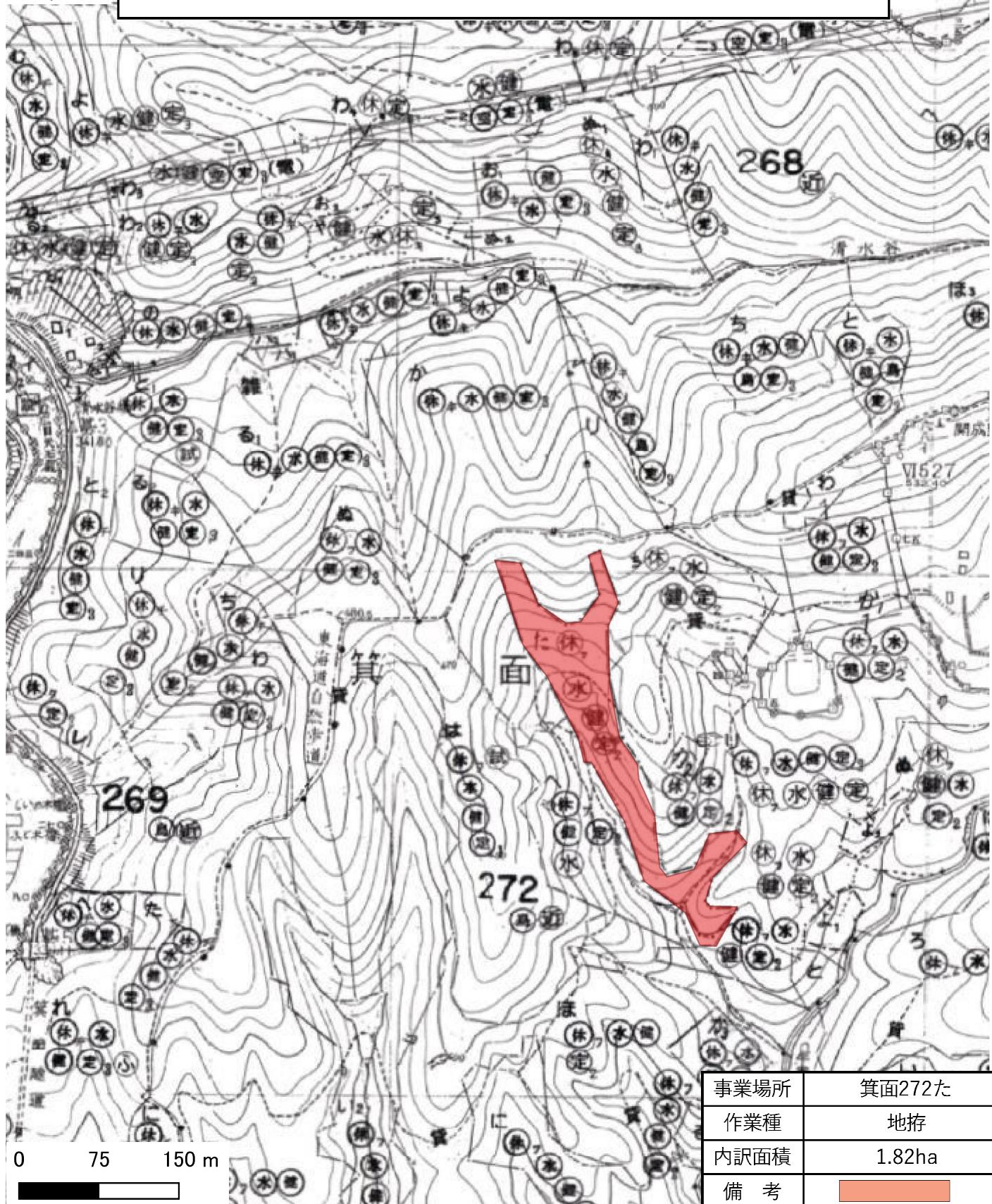
縮尺 1/5,000



# 箕面国有林267へ林小班外森林整備事業（造林）

## 請負箇所位置図

縮尺 1/5,000



事業場所	箕面272た
作業種	地拵
内訳面積	1.82ha
備 考	

# 箕面国有林267ヘクタール外森林整備事業（造林） 請負箇所位置図

縮尺 1/5,000

